

【前回の小委員会での主な御意見】

- ・ 資料は、「面積要件の整合を図る話」をした上で「手続の合理化を図る場所の話」をする流れとすべき。
- ・ 今回の議論は「緩和のための条件」を整理するのが目的であり、使用する用語や図表は誤解を生じないように修正すべき。
- ・ 滋賀県には、豊かな自然環境としての森、里、川、湖や、それらのつながりの中に人々や企業の営みがある。要件や手続の緩和（エリア分け）をするに当たっても、そういったものを守り育もうとする県の考え方をしっかりと資料に明記して欲しい。

 資料 2：第 2 次答申（素案）

- ・ 「森林」「自然公園」「それ以外の場所」に分けて、各都道府県アセス条例の面積要件を整理して欲しい。滋賀県アセス条例の工場の面積規模要件は、工業団地の要件より厳しいので、整合を図れば良いという議論であるものの、議論の際には森林の多面的機能に注目が集まるので、よりよいアセス制度にどうすべきかを議論すべき。

 検討事項 1

- ・ 「工場」は面積要件以外にも、排水量と燃料使用量（重油換算）の要件がある。工場は省エネや燃料転換が進み、燃料使用量（重油換算）は減少している。CO₂ ネットゼロを目指す観点からも、燃料使用量の要件は強化したり、一定条件を付してその条件の達成が約束された場合は要件を問わないこととしてはどうか。

 検討事項 3

【前回の小委員会での主な御意見】

- ・「自然環境や二次的自然として守っていくエリア」と「生活や事業を行うエリア」でアセス手続に差をつけるのは理にかなっている。また、森林・自然公園・鳥獣保護区では従来通りのアセス手続を求め、主要道路や公共交通に近い場所では手続を緩和するという方向性も実態に則している。
- ・「手続緩和エリア」では、現行の手続期間から1年程度期限が短くなると実効性があると思う。
- ・河川から一定の距離を「手続緩和エリアにならないエリア」に入れるべき。
EUでは河川から100～300mの距離を立地規制エリアとしている。アセス制度では立地規制は出来ないが、日本の河川は急峻であり伏流水も考慮して河川からの一定距離を「従来通りのアセス手続が必要な場所」として検討する必要がある。



検討事項2

- ・森林地域の工場建設に関して言えば面積要件の緩和であるものの、工業専用地域などの「手続緩和エリア」の方が手続が早く進むので、そちらでの事業を促すことにより森林地域での開発を避けようとしていることが読み取れる資料として欲しい。



資料2：第2次答申（素案）

- ・若い人が根付かないと環境保全は出来ないという考え方は攻めの環境保全であり、今回の議論には必要なこと。制度化がされた場合はPRに活用して欲しい。



資料2：第2次答申（素案）

【御意見を踏まえた対応】

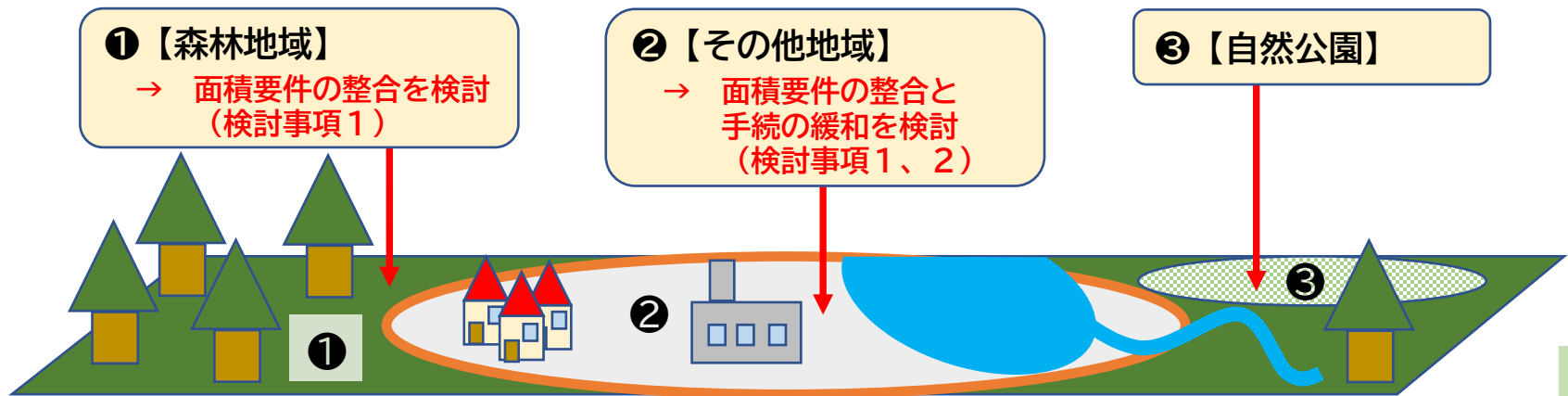
- ・面積要件の検討は、「森林地域」「自然公園」「その他地域」のうち「森林地域」と「その他地域」で行うことを明記（検討事項１）
- ・手続の緩和は「その他地域」において検討すること。
「その他地域」を「【A】手続緩和エリアにならないエリア」と「【B】手続緩和エリアになり得るエリア（白地エリア）」に区分し、更に【B】の中に「【C】手続緩和エリア」を作る検討を行うことを明記（検討事項２）
- ・「【C】手続緩和エリア」では、１年程度の手続期間短縮を目標に制度見直しを検討
- ・「【A】手続緩和エリアにならないエリア」には、水源涵養機能の維持や生物生息域の保全等の観点からの区域を追加する。
- ・また、「河川から一定距離」は、引き続き知見を収集する。
- ・今回の議論が、豊かな自然環境を次世代に引継ぎ、健全なまちの発展を進める観点からの議論であること。今後、自然環境を守るための担い手や財源確保が困難になる可能性があり、「攻めの環境保全」の必要性を答申（素案）に記載する。

《今後の予定》

- ・令和７年３月18日 環境アセスメント制度見直し小委員会（第１回）
- ・令和７年５月12日 環境審議会環境企画部会（経過報告）
- ・令和７年７月７日 環境アセスメント制度見直し小委員会（第２回） ← 今回（見直し（素案）の検討）
- ・令和７年８月20日 環境アセスメント制度見直し小委員会（第３回） ← 見直し（案）をとりまとめ
- ・令和７年10月20日 環境審議会環境企画部会 ← 見直し（案）の審議（第２次答申）

本日、御議論いただきたい事項

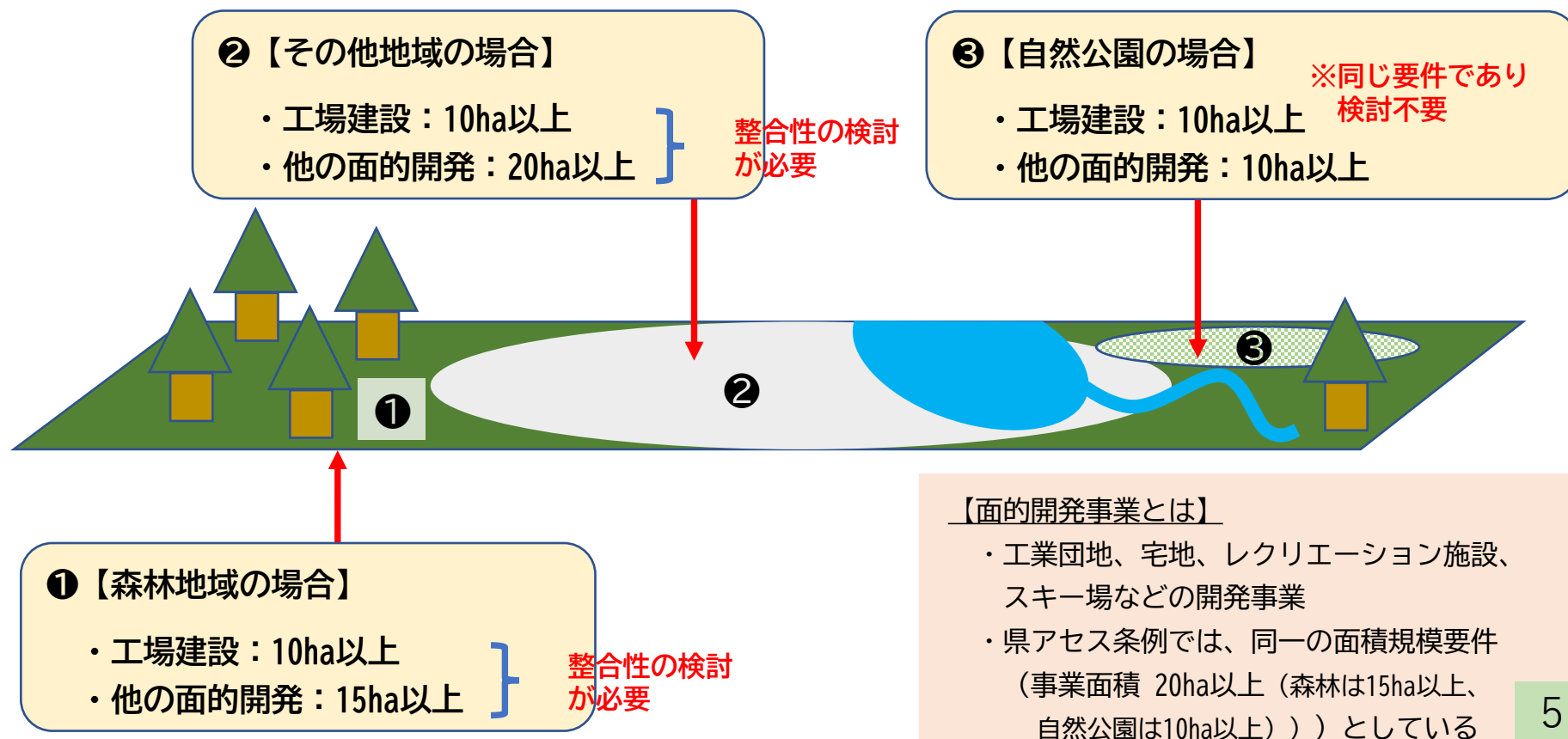
- 1 「**①森林地域**」および「**②その他地域**」において、
工場と他の面的開発事業の面積要件の整合を図る方法について ⇒ 資料1、検討事項1
- 2 「**②その他地域**」における手続緩和のためのエリア分けについて ⇒ 資料1、検討事項2
 - 2-① 【A】手続緩和エリアにならないエリア と
【B】手続緩和エリアになり得るエリア（白地エリア）について
 - 2-② 【C】手続緩和エリアについて
 - 2-③ 【C】手続緩和エリア での手続の内容について
- 3 工場の燃料使用量の要件について ⇒ 資料1、検討事項3
- 4 「環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直し
（第2次答申（素案））」について ⇒ 資料2



検討事項 1 （面積要件の整合性を図る方法について）

【現状】

- ・「工場」と「他の面的開発事業（工業団地、宅地、土地区画整理事業等）」は、造成に伴う環境影響が同程度にも関わらず、面積規模要件が異なることから様々な課題が生じている。
- ・他の都道府県の面積規模要件も参考にしながら、面積規模要件の整合を検討する必要がある（①森林地域、②その他地域について）。
- ・①森林地域における面積要件の整合については、森林の多面的機能の維持の観点も踏まえ検討する必要がある。



【参考】滋賀県環境影響評価条例の対象事業

- ・滋賀県環境影響評価条例では、17種類の対象事業を規定

対象事業の種類	対象規模要件
1. 道 路 一般道路 自然公園特別地域道路	4車線以上かつ7.5km以上（改築 7.5km以上） 2車線以上（林道は幅員が5mを超えるもの）かつ2km以上（改築（バイパス）2km以上）
2. 河 川 ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路、捷水路	湛水面積 50ha以上（改築 25ha以上増） 露出面積 50ha以上 改変面積 20ha以上
3. 鉄 道 鉄道、軌道	7.5km以上（改良 7.5km以上）
4. 飛行場	滑走路長 1,875m以上（滑走路の延長 375m以上）
5. 発電所 水力発電所 火力発電所 風力発電所	発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 1,500kW以上（規模の変更 1,500kW以上）
6. 廃棄物処理施設 し尿処理施設 ごみ焼却施設 廃棄物最終処分場	日 100kL以上（規模の変更 日 100kL以上増） 時間 4t以上（規模の変更 時間 4t以上増） 敷地面積 5ha以上（規模の変更 5ha以上増）
7. 下水道終末処理場	敷地面積 5ha以上（増設 5ha以上増）
8. 埋立、干拓	埋立面積 3ha以上
9. 港湾施設の建設	新設 改築 事業面積3ha以上
10. 土石、砂利採取	湖中 事業面積 5ha以上 陸上 事業面積 20ha以上（自然公園（注 ² ）は10ha以上）

11. 土地区画整理事業	事業面積 20ha 以上 (40ha 未満は既存宅地外の面積が ^{注1} 20ha 以上) (森林 ^{注1} は 15ha 以上、自然公園 ^{注2} は 10ha 以上)
12. 工業団地造成事業	事業面積 20ha 以上 (森林 ^{注1} は 15ha 以上、自然公園 ^{注2} は 10ha 以上)
13. 宅地の造成事業 ^{注3}	事業面積 20ha 以上 (森林 ^{注1} は 15ha 以上、自然公園 ^{注2} は 10ha 以上)
14. 第2種特定工作物 (レクリエーション施設)	事業面積 20ha 以上 (森林 ^{注1} は 15ha 以上、自然公園 ^{注2} は 10ha 以上)
15. 工場等の建設	排水量 日 2,000m ³ 以上 燃料使用量(重油換算) 時間 3kL 以上 <u>敷地面積(次の土地の部分を除く) 10ha 以上</u> ア 既に工場等の敷地である土地 イ 工場等の敷地であった土地であって、次のいずれにも該当するもの (ア) 当該工場等の廃止の日から起算して 10 年を経過していないこと。 (イ) 当該工場等の廃止の日以後、工場等の敷地の用途以外の用途に供されたことがないこと。
16. 高層建築物	高さ 60m 以上かつ床面積 5 万 m ² 以上 (増築、改築 5 万 m ² 以上)
17. その他	都市公園 改変 20ha 以上 (森林 ^{注1} は 15ha 以上、自然公園 ^{注2} は 10ha 以上) スキー場 改変 20ha 以上 (森林 ^{注1} は 15ha 以上、自然公園 ^{注2} は 10ha 以上)

注 1) 森林：国土利用計画法第 9 条第 2 項第 3 号に規定する森林地域が 15ha 以上含まれる場合

注 2) 自然公園：自然公園法第 2 条第 1 項に規定する自然公園の区域が 1 ha 以上含まれる場合

注 3) 「宅地」には、住宅地以外にも工業団地なども含まれる

「工場」の面積規模要件が、他の面的開発事業の規模要件よりも厳しい

面積要件が異なることで生じている課題（１）

工業団地（条例別表第12号）

- 工場立地法に規定される工業団地（製造業などの2以上の工場、事業場の用に供される敷地等）の造成工事が対象

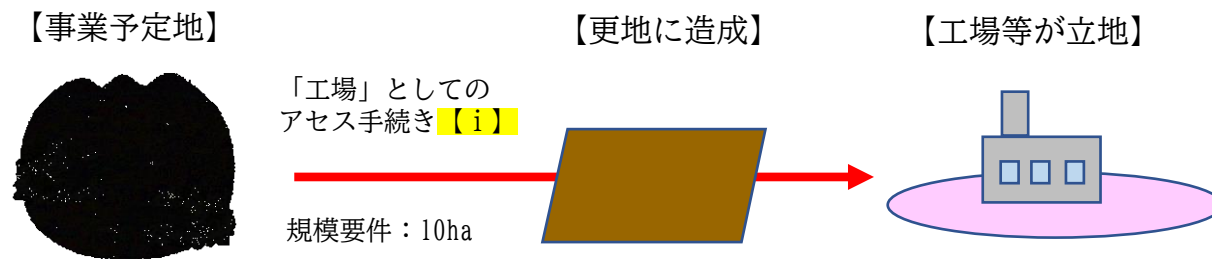
➡ 造成後は、2区画以上の更地となりそれぞれ分譲される



工場（条例別表第15号）

- 大気汚染防止法のばい煙発生施設、水質汚濁防止法の特定施設、騒音規制法の特定施設を有する製造業、ガスまたは熱供給業の工場、事業場の建設が対象

➡ 造成後は、基本的に単独の工場・事業場となる



注) 物流倉庫など製造業以外の事業場を整備する場合、

特定施設を有さない製造業の工場を建設する場合

↓
「宅地（事業用地を含む）」造成事業に該当する（規模要件：20ha）

面積要件が異なることで生じている課題（２）

- ・ **【i】**：事業予定地の状態が同じであり、造成に伴う環境影響はほぼ同じにも関わらず造成の目的（工場なのか、工業団地なのか）によって適用される面積規模要件が異なる場合がある。
- ・ **【ii】**：既にアセス手続が実施されている場合や、アセス不要として一旦造成されているにも関わらず、面積要件が異なることで再度アセス手続が必要となる場合がある。

■ 県内の工場建設件数の経年変化（R2年3月末時点）※操業中で5ha以上のもの

※ アセス制度の施行は昭和54年

	S39年（1964年） 以前	S40年（1965年）～ S49（1974年）	S50年（1975年）～ S59年（1984年）	S60年（1985年）～ H6年（1994年）	H7年（1995年） 以降
20ha以上	5（24%）	10（17%）	6（17%）	3（9%）	1（3%）
10～20ha	3（14%）	17（29%）	8（22%）	5（15%）	4（10%）
10ha未満	13（62%）	31（53%）	22（61%）	25（76%）	35（88%）
計	21	58	36	33	40

■ 県内の工業団地の造成件数（R5年9月末時点）

	S39年（1964年） 以前	S40年（1965年）～ S49（1974年）	S50年（1975年）～ S59年（1984年）	S60年（1985年）～ H6年（1994年）	H7年（1995年） 以降
20ha以上	0	7（64%）	0（0%）	8（30%）	6（23%）
20ha未満	0	4（36%）	7（100%）	19（70%）	20（77%）
計	0	11	7	27	26

各アセス条例の面積規模要件の比較 (②【その他地域】)

- ・「工業団地」と「工場」の両方の面積要件を設定しているのは、42都道府県
- ・うち、面積要件が異なるのは、4都県（東京、岐阜、奈良、滋賀）

◇【青色】：工場よりも工業団地の要件が厳しい → 東京

◇【黄色】：工業団地よりも工場の方が要件が厳しい → 岐阜、奈良、滋賀

■「工業団地」の面積要件

面積規模	数	内訳
100ha～	1	兵庫
75ha～	7	宮城、秋田、山形、茨城、 富山、和歌山、鳥取
50ha～	19	北海道、青森、福島、栃木、 千葉、石川、長野、静岡、 京都、大阪、 奈良 、島根、 岡山、広島、山口、高知、 福岡、熊本（地下水保全地域は 25ha）、宮崎
40ha～	4	福井、 岐阜 、鹿児島 佐賀（35ha～）
30ha～	2	長崎、大分
20ha～	6	群馬、埼玉、三重（簡易アセス 10ha～）、 滋賀 、香川、沖縄
15ha～	1	山梨
10ha～	2	神奈川、 東京 （全て）

■「工場」の面積要件

面積規模	数	内訳
100ha～	1	兵庫
75ha～	7	宮城、秋田、山形、茨城、 富山、和歌山、鳥取
50ha～	18	北海道、青森、福島、栃木、 千葉、石川、長野、静岡、 京都、大阪、島根、岡山、 広島、山口、高知、福岡、 熊本（地下水保全地域は25ha）、 宮崎
40ha～	4	福井、鹿児島、 佐賀（35ha～）
30ha～	2	長崎、大分
20ha～	6	群馬、埼玉、三重（簡易アセス 10ha～）、香川、 岐阜 （かつ改変8ha～）、沖縄
15ha～	2	山梨、 奈良
10ha～	3	神奈川、 滋賀 、 東京 （敷地0.9ha～、建築0.3ha～）

各アセス条例の面積規模要件の比較 (①【森林地域】)

- ・ 森林地域でより厳しい面積要件を定めているのは、**6県** (秋田、山形、兵庫、長野、滋賀、群馬)
- ・ 森林区域の工業団地と工場で面積要件が異なるのは、**4都県** (東京、奈良、岐阜、滋賀)

■「工業団地」の面積要件

面積規模	数	内訳
75ha～	5	宮城、茨城、 富山、和歌山、鳥取
50ha～	2 1	北海道、青森、 秋田 、 山形 、 福島、栃木、千葉、石川、 静岡、京都、大阪、 兵庫 、 奈良 、島根、岡山、広島、 山口、高知、福岡、熊本 (地 下水保全地域は25ha)、宮崎
40ha～	4	福井、 岐阜 、鹿児島、 佐賀 (35ha～)
30ha～	3	長野 、長崎、大分
20ha～	4	埼玉、三重 (10ha～簡易アセス)、 香川、沖縄
15ha～	2	山梨、 滋賀
10ha～	1	神奈川
10ha未満	2	群馬 、 東京 (全て)

■「工場」の面積要件

面積規模	数	内訳
75ha～	5	宮城、茨城、 富山、和歌山、鳥取
50ha～	2 0	北海道、青森、 秋田 、 山形 、 福島、栃木、千葉、石川、 静岡、京都、大阪、 兵庫 、 島根、岡山、広島、 山口、高知、福岡、熊本 (地 下水保全地域は25ha)、宮崎
40ha～	3	福井、鹿児島、 佐賀 (35ha～)
30ha～	3	長野 、長崎、大分
20ha～	5	埼玉、 岐阜 (かつ改変8ha～)、 三重 (10ha～簡易アセス)、 香川、沖縄
15ha～	2	山梨、 2種事業 奈良 工業団地に設置 されるものは除く
10ha～	2	神奈川、 滋賀
10ha未満	2	群馬 保安林区域のみ 5 ha 他は、20ha又は50ha 東京 (敷地0.9ha～、建築0.3ha～)

各アセス条例の面積規模要件の比較 (③【自然公園】)

- ・ 自然公園で面積要件を強化しているのは、**16県** (宮城、秋田、山形、兵庫、鳥取、長野、鹿児島、奈良、栃木、三重、滋賀、岡山、沖縄、静岡、群馬、神奈川)
- ・ 自然公園の工業団地と工場で面積要件が異なるのは、**4都県** (富山、岐阜、奈良、東京)

■「工業団地」の面積要件

面積規模	数	内訳
75ha～	3	茨城、 富山 、和歌山
50ha～	19	北海道、青森、 宮城 、 秋田 、 山形 、福島、千葉、石川、京都、大阪、 兵庫 、 鳥取 、島根、広島、山口、高知、福岡、熊本 (地下水保全地域は25ha)、宮崎
40ha～	3	福井、 岐阜 、佐賀 (35ha～)
30ha～	4	長野 、長崎、大分、 鹿児島
20ha～	3	埼玉、 奈良 、香川
15ha～	2	栃木 (特別地域は10ha)、山梨
10ha～	4	三重 、 滋賀 、 岡山 、 沖縄
10ha未満	4	静岡 (5ha～)、 群馬 (5ha～)、 神奈川 (3ha～ (特別区域は1ha～))、 東京 (全て)

■「工場」の面積要件

面積規模	数	内訳
75ha～	2	茨城、和歌山
50ha～	19	北海道、青森、 宮城 、 秋田 、 山形 、福島、千葉、石川、京都、大阪、 兵庫 、 鳥取 、島根、広島、山口、高知、福岡、熊本 (地下水保全地域は25ha)、宮崎
40ha～	2	福井、佐賀 (35ha～)
30ha～	4	長野 、長崎、大分、 鹿児島
20ha～	4	埼玉、 富山 (特別地域は1ha)、 岐阜 (かつ改変8ha～)、香川
15ha～	3	栃木 (特別地域は10ha)、山梨、 奈良
10ha～	4	三重 、 滋賀 、 岡山 、 沖縄
10ha未満	4	静岡 (5ha～)、 群馬 (5ha～)、 神奈川 (3ha～ (特別区域は1ha～))、 東京 (敷地0.9～、建設0.3～)

①森林地域・③自然公園での面積規模要件（一覧）

■ 森林地域での要件裾下げ

	工業団地		工場	
	その他地域	森林地域	その他地域	森林地域
兵庫	100 ha	50 ha	100 ha	50 ha
秋田	75 ha	50 ha（保安林区域のみ）	75 ha	50 ha（保安林区域のみ）
山形	75 ha	50 ha（保安林区域のみ）	75 ha	50 ha（保安林区域のみ）
長野	50 ha	30 ha	50 ha	30 ha
滋賀	20 ha	15 ha	10 ha	10 ha
群馬	20 ha	5 ha（保安林区域のみ）	20 ha	5 ha（保安林区域のみ）

■ 自然公園での要件裾下げ

	工業団地		工場	
	その他地域	自然公園	その他地域	自然公園
兵庫	100 ha	50 ha	100 ha	50 ha
岩手	100 ha	10 ha（特別地域は1 ha）	面積要件なし	
宮城	75 ha	50 ha	75 ha	50 ha
秋田	75 ha	50 ha	75 ha	50 ha
山形	75 ha	50 ha	75 ha	50 ha
鳥取	75 ha	50 ha	75 ha	50 ha
長野	50 ha	30 ha	50 ha	30 ha
鹿児島	40 ha	30 ha	40 ha	30 ha
奈良	50 ha	20 ha	15 ha	15 ha
栃木	50 ha	15 ha（特別地域は10ha）	50 ha	15 ha（特別地域は10ha）
岡山	50 ha	10 ha	50 ha	10 ha
三重	20 ha	10 ha	20 ha	10 ha
滋賀	20 ha	10 ha	10 ha	10 ha
沖縄	20 ha	10 ha	20 ha	10 ha
静岡	50 ha	5 ha	50 ha	5 ha
群馬	20 ha	5 ha	20 ha	5 ha
神奈川	10 ha	3 ha	10 ha	3 ha

検討事項 1（面積要件の整合性を図る方法について）

【御意見をいただきたい事項】

整合性を図る方法としては（案1）と（案2）が考えられる。

水源涵養機能の維持のため、森林地域の面積要件を維持する必要があるか。

（案1）「工場」の面積規模要件を「他の面的開発事業」に合わせる

- ・工場（森林・自然公園以外のもの）の面積要件 10ha→20haに緩和
- ・工場（森林地域）の面積要件 **10ha→15haに緩和**

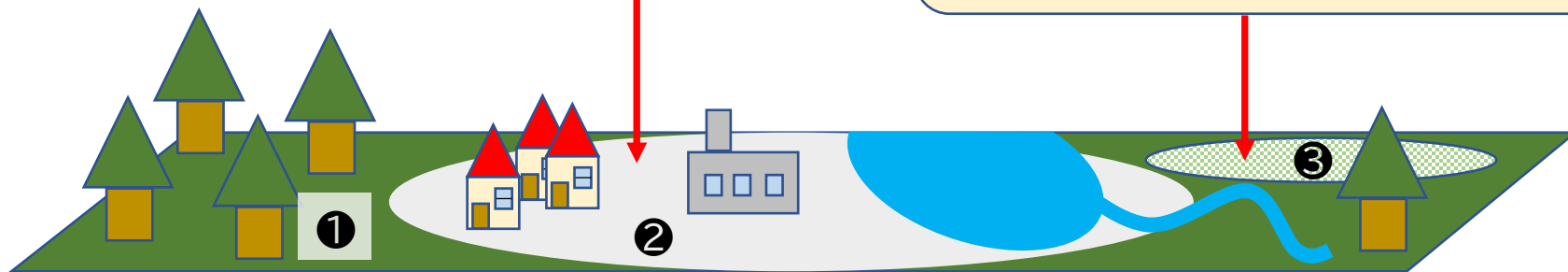
②【その他地域の場合】

- ・工場建設：**20ha以上** ← 現行の10haから緩和
- ・他の面的開発（工業団地等）：20ha以上

③【自然公園の場合】

※同じ要件であり
検討不要

- ・工場建設：10ha以上
- ・他の面的開発（工業団地等）：10ha以上



①【森林地域の場合】

- ・工場建設：**15ha以上** ← 現行の10haから緩和
- ・他の面的開発（工業団地等）：15ha以上

検討事項 1 (面積要件の整合性を図る方法について)

(案2) 「工場」の「森林地域」での面積要件を変更しない

- ・ 工場（森林・自然公園以外のもの）の面積要件 10ha→20haに緩和
- ・ 工場（森林地域）の面積要件 10haのまま、据え置き

ただしこの場合、
整合性が図れない
という課題が残る

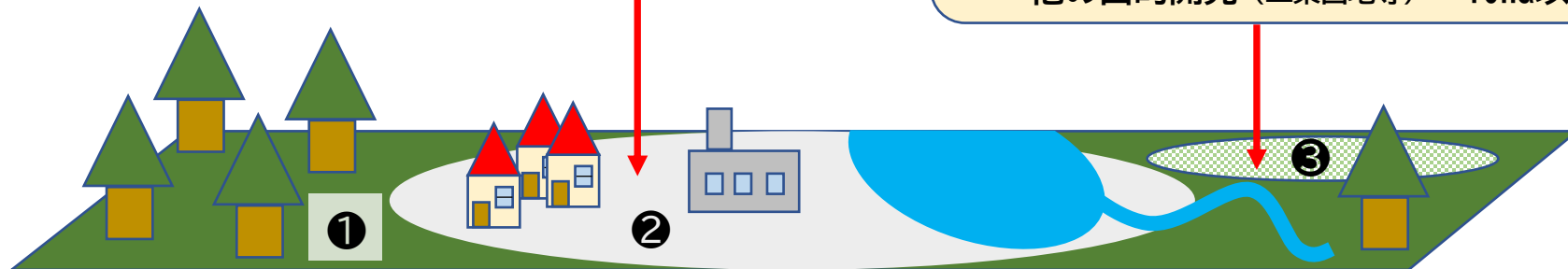
②【その他地域の場合】

- ・ 工場建設：20ha以上 ← 現行の10haから緩和
- ・ 他の面的開発（工業団地等）：20ha以上

③【自然公園の場合】

※同じ要件であり
検討不要

- ・ 工場建設：10ha以上
- ・ 他の面的開発（工業団地等）：10ha以上



①【森林地域の場合】

- ・ 工場建設：10ha以上
- ・ 他の面的開発（工業団地等）：15ha以上

要件はそのまま

ただしこの場合、
整合性は図れない

検討事項 1（面積要件の整合性を図る方法について）

- ・昭和56年（1981年）の制度化以降、これまでに「工場の建設」に係るアセス手続が実施されたのは、4件。
- ・その4件の「事業規模」と「造成前の土地利用状況」は以下のとおりであり、森林地域における工場建設の面積規模要件を（案1）のとおり、他の面的開発事業と整合を図るかたちで、10ha→15haに緩和しても特段の支障はないものと考えられる。

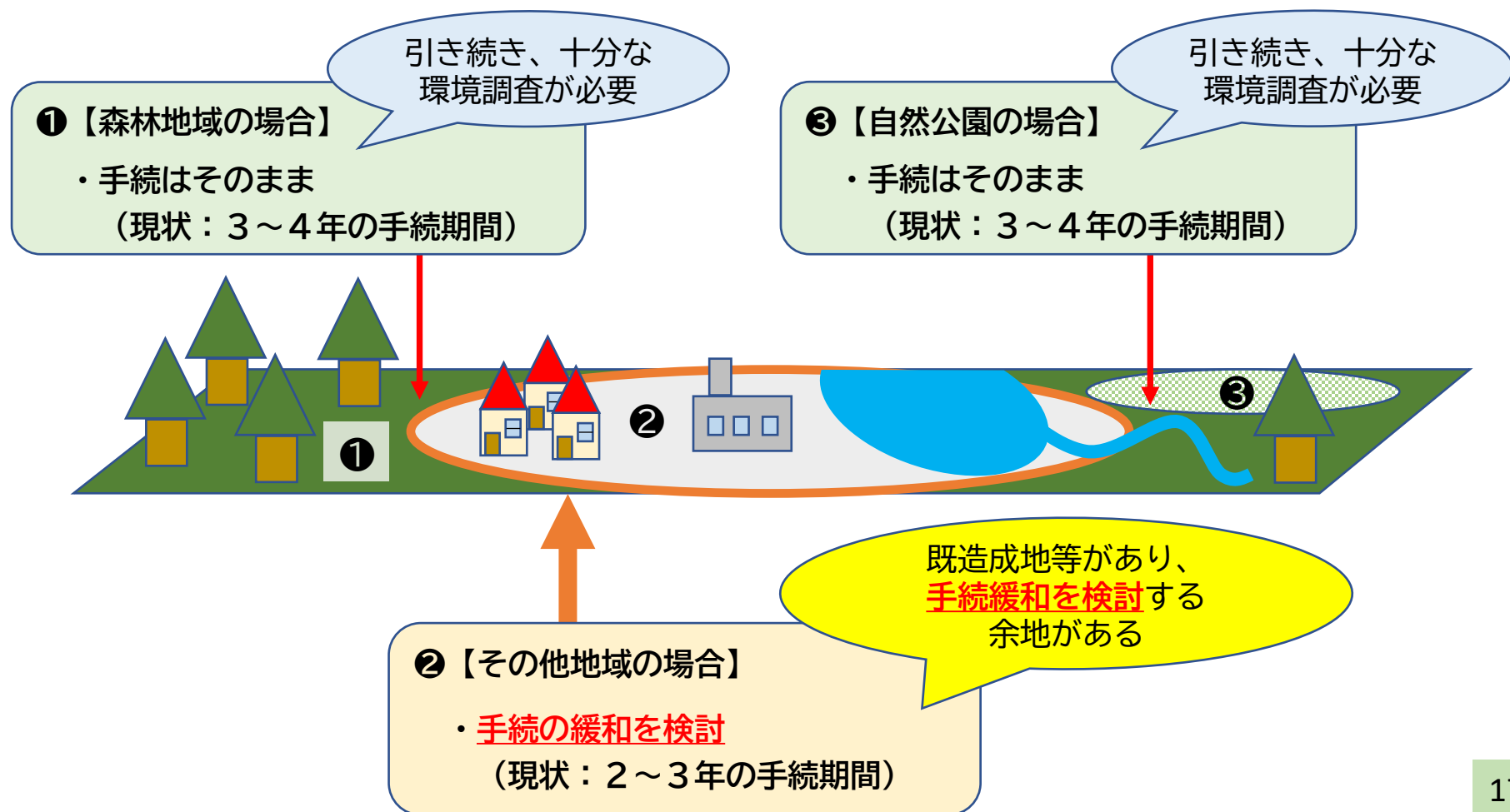
<工場の建設事業>

事業名	事業規模	造成前の土地利用状況
A事業	敷地面積 32.7 ha	森林 18.2 ha 農地 13.7 ha その他（裸地・開放水域）0.8 ha ← 工場の面積要件を10→15haに緩和しても手続の対象
B事業	敷地面積 18.9 ha	草原 13.4 ha 森林 4.2 ha 農地 1.2 ha
C事業	敷地面積 14.9 ha	農地 14.9 ha
D事業	排出ガス量 58,700Nm ³ /h（湿り） 43,000Nm ³ /h（乾き）	既存工場内への設置

検討事項 2（手続の緩和について）

対応方針（案）

- ・ 改変に伴う環境影響が生じる可能性の低い「既造成地」などが含まれる
②「その他地域」において、手続の緩和（スピードアップ）を検討する。
- ・ 動植物、生態系など、多くの環境要素に影響を及ぼす可能性のある
「森林地域」、「自然公園」での手続は現行のままとする。

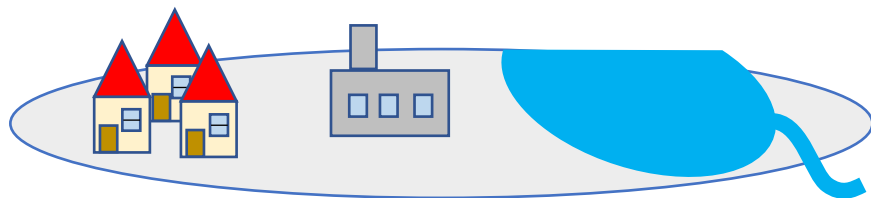


検討事項 2（手続の緩和について）

対応方針（案）

- ・ ②「その他地域」であっても、山林や河川に近い場所、鳥獣保護区やヨシ群落等、造成に当たり配慮が必要な場所が存在する。
- ・ このため、「その他地域 = 緩和が可能なエリア」とするのではなく、更なる絞り込みが必要。

②【その他地域】



航空写真の掲載は省略

着色箇所以外の場所が、②「その他地域」

- ・ 山林や河川に近い場所
（土砂災害等の懸念がある場所）
- ・ 鳥獣保護区
- ・ ヨシ群落 などが含まれる



「手続を緩和する場所」の
更なる絞り込みの検討を行う必要がある

検討事項 2-① (【A】 手続緩和エリアにならないエリア と 【B】 手続緩和エリアになり得るエリア (白地エリア) について)

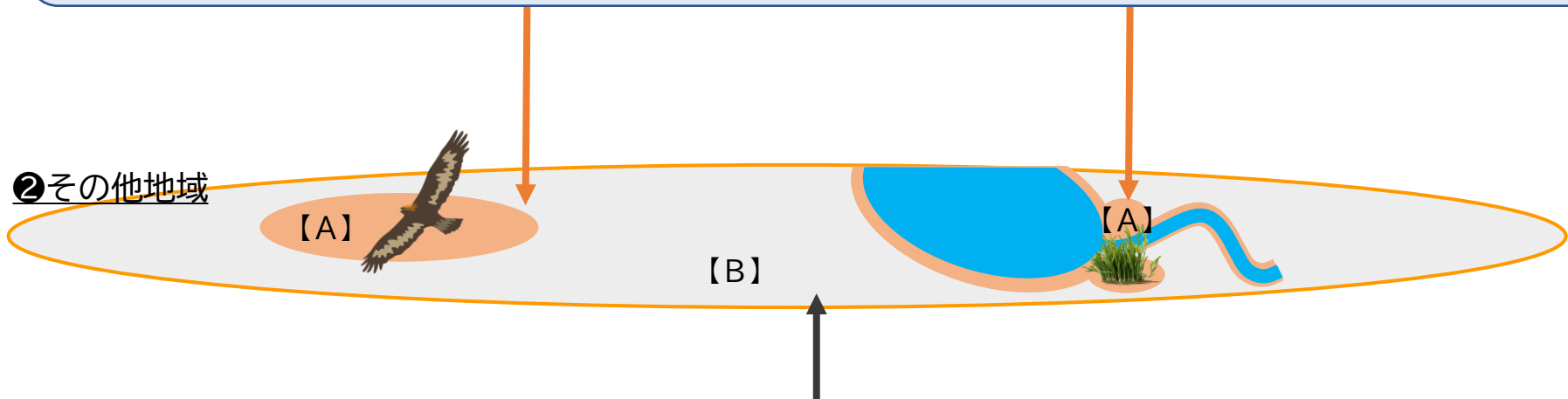
【御意見をいただきたい事項】

- ・ 【A】 手続緩和エリアにならないエリア の考え方
- ・ 【A】 以外の場所は、【B】 手続緩和エリアになり得るエリア (白地エリア) として差し支えないか

【検討 (更なる絞り込み) のイメージ】

【A】 手続緩和エリアにならないエリア

- ・ 鳥獣保護区、ヨシ群落、土砂災害警戒区域、河川から一定の距離など
各法令に基づく区域を重ね合わせることで作成 (= 改変前に十分な調査や配慮の検討が必要な場所)



【B】 手続緩和エリアになり得るエリア (白地エリア)

- ・ 既造成地など造成に伴う環境影響が比較的小さいと
考えられる場所 = 一定条件をクリアすれば【C】 手続緩和エリアになる場所

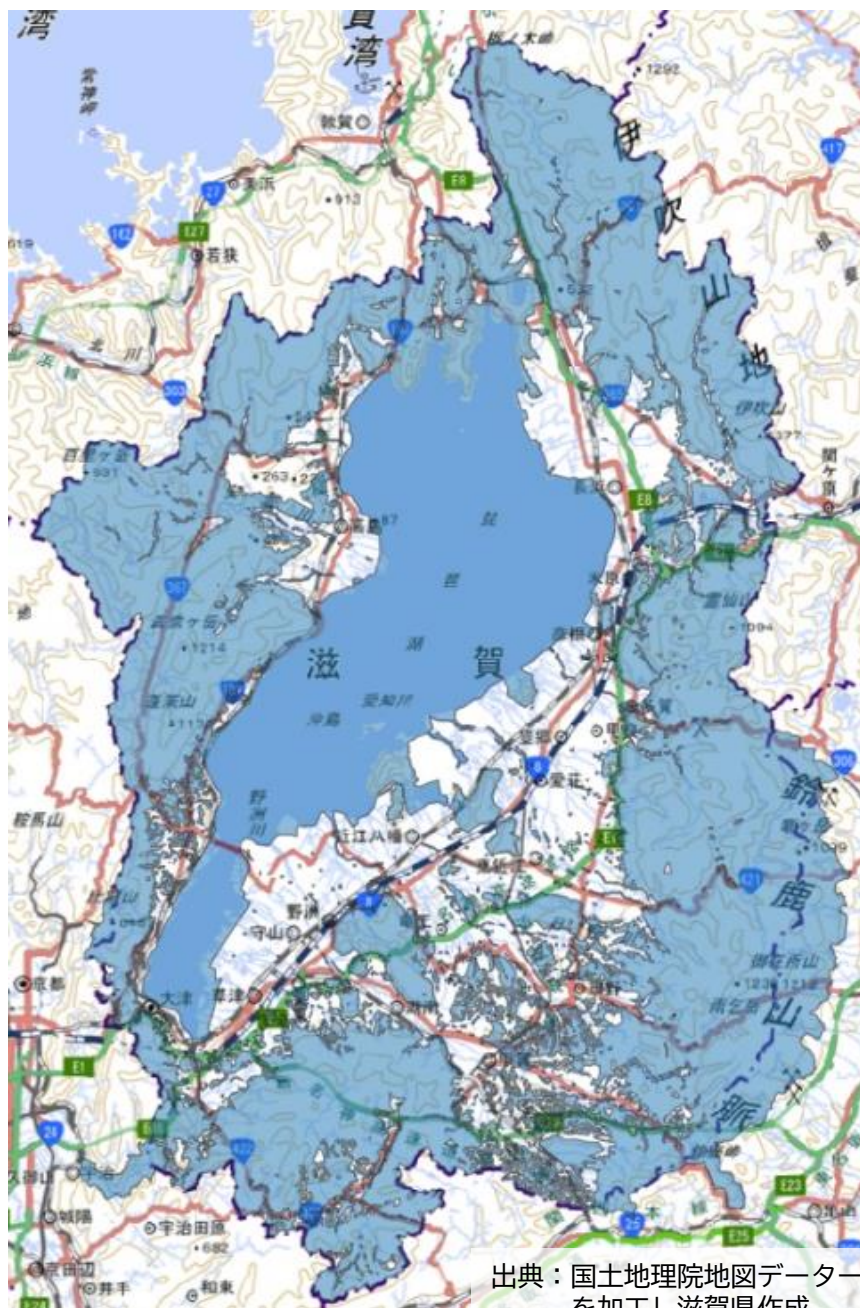
検討事項 2-① (【A】 手続緩和エリアにならないエリア と 【B】 手続緩和エリアになり得るエリア (白地エリア) について)

【A】 手続緩和エリアにならないエリア (案)

← 森・里・川・湖やそれらのつながりの中で育まれる暮らしや産業を保全する観点からエリアを設定

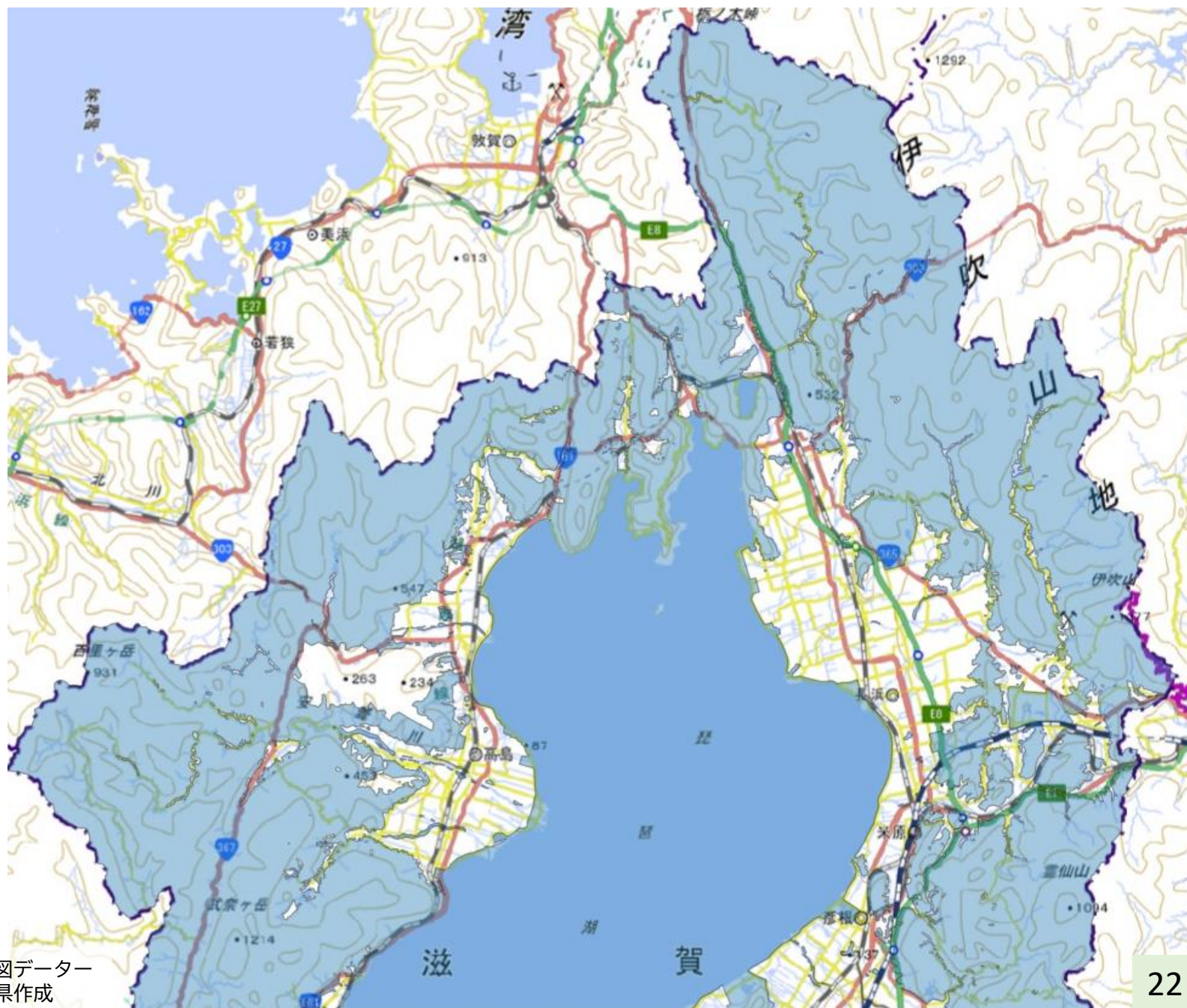
	区域名	根拠法令	概要
1	ヨシ群落保全区域	ヨシ群落保全条例	・ 自然景観、魚類鳥類の生息、湖岸の侵食防止、水質保全の観点からヨシ群落の保全に努める地域
2	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	・ 鳥獣の保護を目的として指定される区域
3	希少野生動植物種の生息・生育地保護区	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	・ 希少動植物の保護のための生息地や生育地 ・ それらと一体的に保護が必要な区域
4	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域・滋賀県自然環境保全地域、緑地環境保全地域	自然環境保全法 滋賀県自然環境保全条例	・ 自然的社会的諸条件からみて、その地域の自然環境を保全することが特に必要な地域 ・ 市街地周辺の樹林地など、良好な緑地環境を維持するために保全する地域 等
5	土砂災害警戒区域(特別警戒区域を含む)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	・ 土砂災害が発生した場合に土石などが到達し、住民の生命や身体に危害が生じるおそれがある区域
6	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・ 崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者などに被害が及ぶ可能性がある場所
7	砂防指定地	砂防法	・ 土砂流出被害防止の観点から、砂防設備が必要な土地、または一定の行為が制限された土地
8	河川区域および河川保全区域	河川法	・ 河川区域の境界から50メートル以内（河川の状況によって異なる）の区域であり堤防や護岸を保護するために設けられた区域

【A】 手続緩和エリアにならないエリア（前頁の各法令の区域を重ね合わせたもの）



航空写真の掲載は省略

【県北部】



【県南部】



出典：国土地理院地図データー
を加工し滋賀県作成

検討事項 2-① (【A】 手続緩和エリアにならないエリア と 【B】 手続緩和エリアになり得るエリア (白地エリア) について)

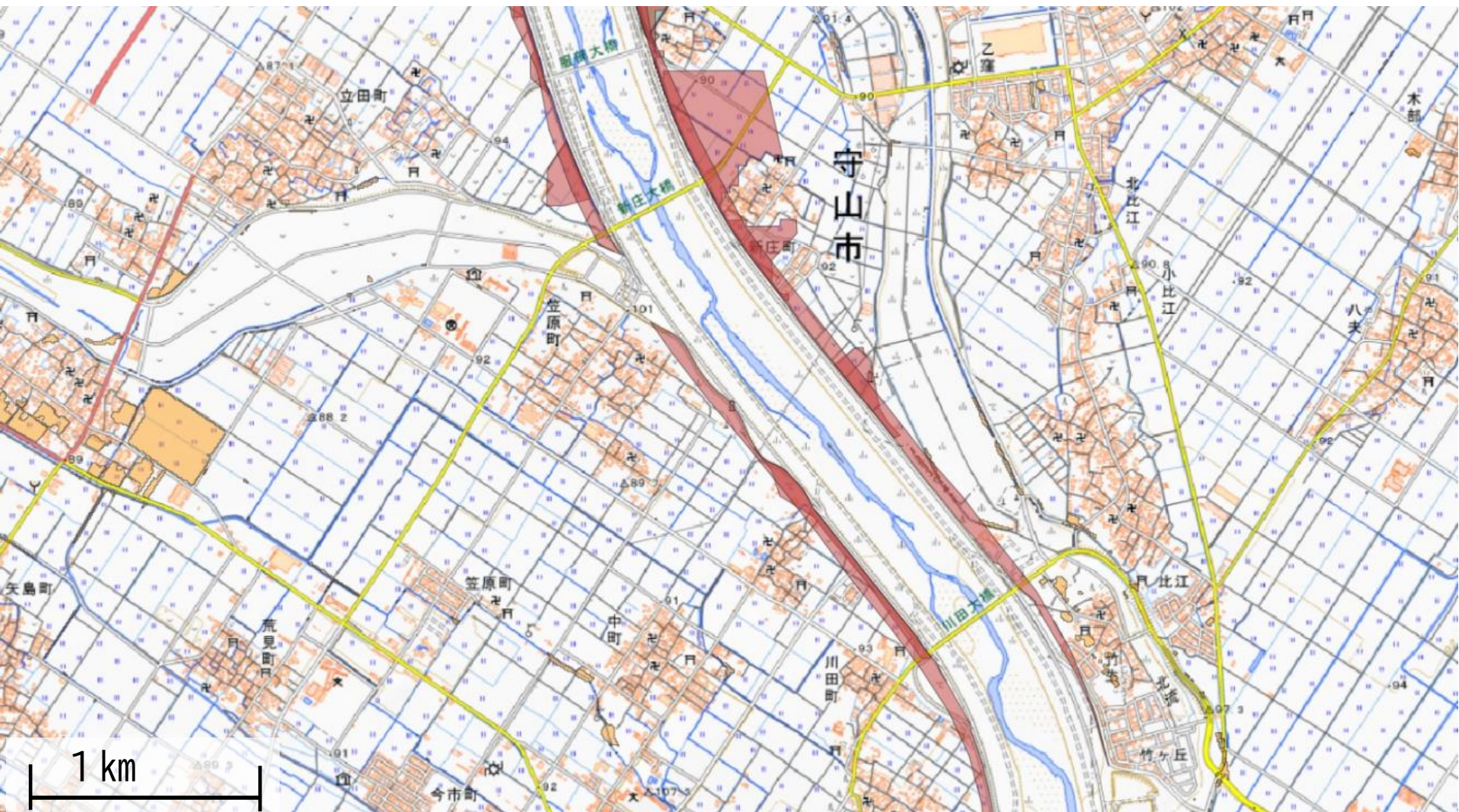
【御意見をいただきたい事項】

・ 「土砂災害」と「洪水」について

- ・ 前回「土砂災害と洪水は性質の異なる災害。アセス制度は、開発が環境に与える影響の因果関係の議論であり、洪水のように、災害を含めて環境の変化が事業に与える影響はアセス制度の議論に含めるべきではない。」との御意見があった。
- ・ 一方で、法の目的としては、
「土砂災害警戒区域」→ 土砂災害が起きた場合に土砂が到達する範囲
「浸水想定区域」→ 洪水が起きた場合に浸水が想定される範囲
であり「土砂災害警戒区域」等も、開発に伴い災害が誘発される可能性がある場所ではない模様。
- ・ また、「浸水想定区域」は、主に河川に近い低地が想定されており、地下水の保全にも資する可能性がある。
- ・ これを踏まえて、以下の範囲をどう取り扱うか。

- ・ 滋賀県流域治水条例の「地先の安全度マップ」で
「200年に一度の大雨（時間最大131mm程度の雨が降った場合）に3m以上浸水するおそれがある区域」
および「10年に一度の大雨（時間最大50mm程度の雨が降った場合）に50cm以上浸水するおそれがある区域」
- ・ 水防法の「3m以上の洪水浸水想定区域」および「家屋倒壊等氾濫想定区域」

【参考】浸水想定区域（野洲川流域）



赤色：水防法の「3m以上の洪水浸水想定区域」のうち「家屋倒壊等氾濫想定区域」
橙色：地先の安全度マップの「10年に一度の大雨（時間最大50mm程度の雨が降った場合）
で50cm以上浸水するおそれがある区域」

【参考】浸水想定区域（芹川・犬上川流域）



赤色：水防法の「3m以上の洪水浸水想定区域」のうち「家屋倒壊等氾濫想定区域」
橙色：地先の安全度マップの「10年に一度の大雨（時間最大50mm程度の雨が降った場合）
で50cm以上浸水するおそれがある区域」

検討事項 2-②（【C】手続緩和エリアについて）

【御意見をいただきたい事項】

【C】手続緩和エリア を次のとおりとして差し支えないか

【B】の場所に、工場・工業団地を造ろうとする場合

騒音、交通渋滞など
トラブル発生の可能性

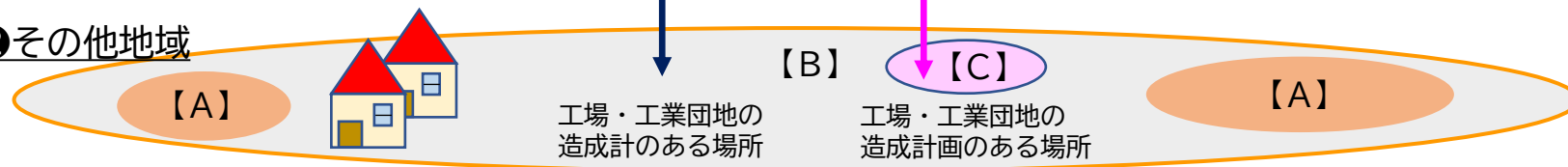
【ケース1】工場・工業団地を造成する
ことの住民合意形成が得られていない

→ これまで通りのアセス手続が必要

【ケース2】工場・工業団地を造成する
ことの住民合意形成が得られている

→ 【C】手続緩和エリア

②その他地域



- ・アセス手続には、事業者の自主的な環境配慮という目的に加え、事業実施に係る住民合意形成に資する側面がある。
- ・この双方が担保されている場合は、手続を緩和して差し支えないと考えられ、具体的には、次の区域において手続を緩和して差し支えないものと考えられる。

【C】手続緩和エリアとする場所（案）

※ 定められる見込みを含む

何れの区域も市町が定める

- ・都市計画法の工業専用地域
- ・都市計画法の工業地域であって地区計画により工場、工業団地以外の立地が制限されている場合
- ・都市計画法で「工場、工業団地の立地に特化した地区計画」が定められている場合

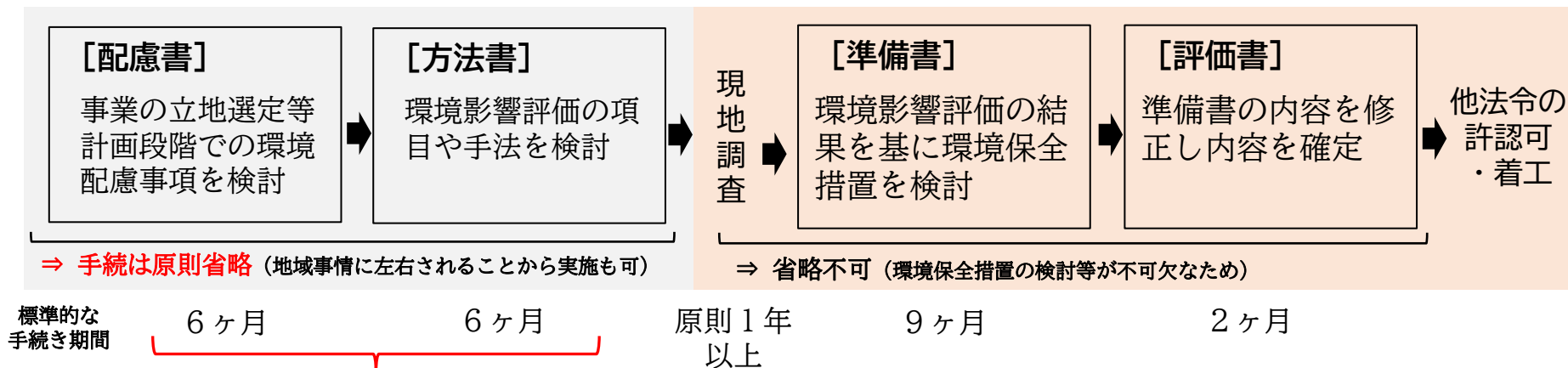
検討事項 2-③（【C】 手続緩和エリア での手続の内容について）

【御意見をいただきたい事項】

【C】 手続緩和エリアで求める手続を以下のとおりとして差し支えないか

< 制度見直し（案） >

- ・ 配慮書、方法書手続を原則省略とする（地域状況に応じて、手続の実施も可能とする）
- ・ 準備書以降の手続は、手続緩和エリア（既造成地）であっても、希少な動植物の生息生育が確認される場合や、生息生育の潜在性が高い場所である可能性があることから 省略不可とする



配慮書、方法書を省略することで、1～2年程度の手続き期間の短縮が見込まれる

< 手続を省略可能とする理由 >

- 【配慮書】：工業専用地域等では、工場や工業団地を造成することの住民合意形成が完了しており、配慮書で求められる 立地選定等に係る検討が完了している
- 【方法書】：既造成地であり調査項目等の絞り込みが可能。県技術指針（滋賀県告示）に従い調査手法を検討いただければ差し支えない（知事意見で調査手法を指示しなくても、事業者が行う専門家ヒアリング等により、必要十分な調査手法の確立が可能）

検討事項3 工場の燃料使用量要件の引下げの要否

- ・工場からの大気負荷に係る規模要件は「排ガス量」または「燃料使用量」として設けられている（排ガス量としての要件：29県、燃料使用量としての要件：14府県）。
- ・滋賀県の規模要件は全国で最も厳しい水準であり、更なる引き下げは困難と考えられる。

■「工場」の排ガス量の規模要件

排出ガス量 (m ³ /h)	都道府県数	内訳
20万～	5	山形、 鹿児島（自然公園等は10万～）
15万～	2	福岡、佐賀
10万～	15	青森、岩手、秋田、 新潟（自然公園等は6万～）、 長野、静岡、三重、岡山、 徳島、香川、愛媛、長崎、 大分、宮崎、 沖縄（自然公園等は5万～）
7.5万～	1	福島
4万～	6	群馬、埼玉、奈良、 鳥取（自然公園等は3万～）、 島根、高知

※青森、岩手、秋田、福島は第2種事業の要件を記載
第1種事業としては、青森、岩手、秋田が20万m³/h～、
福島は10万m³/h～）

注）第1種事業は必ず環境アセスメントを実施する事業、
第2種事業は環境アセスメントの要否を個別に判断する事業

■「工場」の燃料使用量の規模要件

燃料使用量 (重油換算) (kL/h)	都道府県数	内訳
15～	8	石川、京都、兵庫、和歌山、 広島、山口 富山（12.5kL～）、 愛知（11.25kL～）
8～	2	熊本 福井（7.5kL～）
4～	3	神奈川、岐阜、大阪
3～	1	滋賀

※福井は2種事業の要件を記載 1種事業としては、10kL

燃料使用量（重油換算）3kLは、
排ガス量 3.4万～4.3万Nm³に相当

検討事項3 工場の燃料使用量要件の引下げの要否

- ・県内における年間エネルギー使用量（原油換算）1,500 kL以上の事業所は、238事業所（令和4年度時点）
- ・このうち、アセス対象となる燃料使用量（重油換算）3 kL/h以上の事業所は、18事業所（アセス対象は上位 約7.6%の事業所）
- ・燃料使用量に関しては、再エネ電気や水素など、炭素原単位がゼロのエネルギーを使用した場合は、エネルギー使用量に計上されない。
- ・よって、脱炭素化に向けた一定のインセンティブを既に付与していることから、要件の見直し（引き下げ）は不要と考えられる。

◆ 県内事業所の燃料使用量（重油換算）の内訳

【実績】燃料使用量 (重油換算 (kL/h))	事業所数 (燃料使用量の範囲 (kL/h))
20～10	3 (19.9～10.6)
10～3.0	15 (8.0～3.0)
2.9～1.5	37 (2.9～1.5)
1.4～1.0	45 (1.0～1.4)
1.0未満	137 (0.3～0.9)

} 上位 約7.6%

制度見直し後のイメージ【面積要件】

①【森林地域】

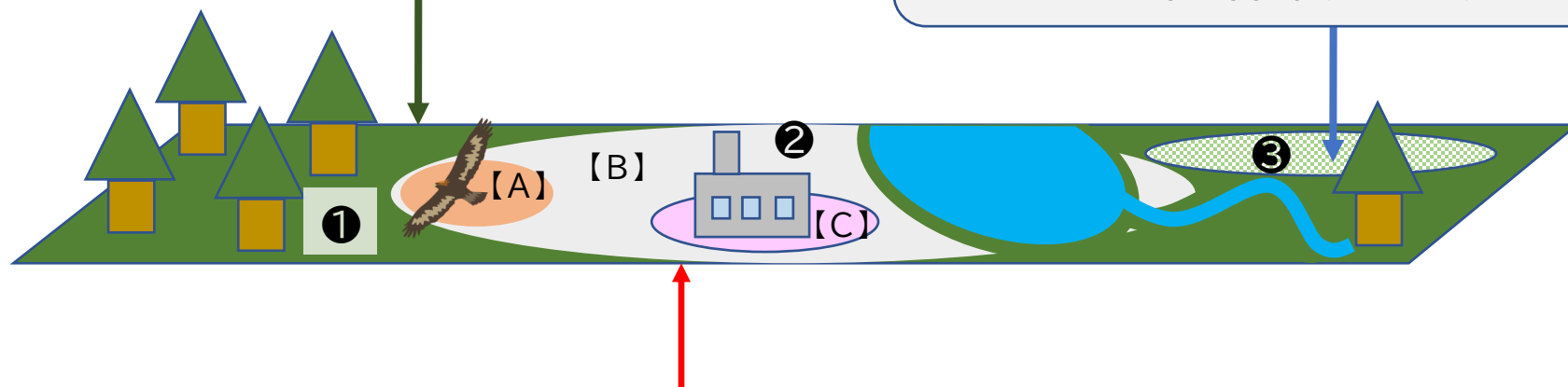
面積要件：
・工場建設：15ha以上 ← 10haから緩和
・他の面的開発：15ha以上
または：
・工場建設：10ha以上 ← 現状維持
・他の面的開発：15ha以上

【面的開発事業とは】

- ・工業団地、宅地、レクリエーション施設、スキー場などの開発事業

③【自然公園】

面積要件：
・工場建設：10ha以上
・他の面的開発：10ha以上



②【その他地域】

【A】手続緩和できないエリア、【B】白地エリア、【C】手続緩和エリア

面積要件：
・工場建設：20ha以上 ← 10haから緩和
・他の面的開発：20ha以上

制度見直し後のイメージ【手順】

①【森林地域】

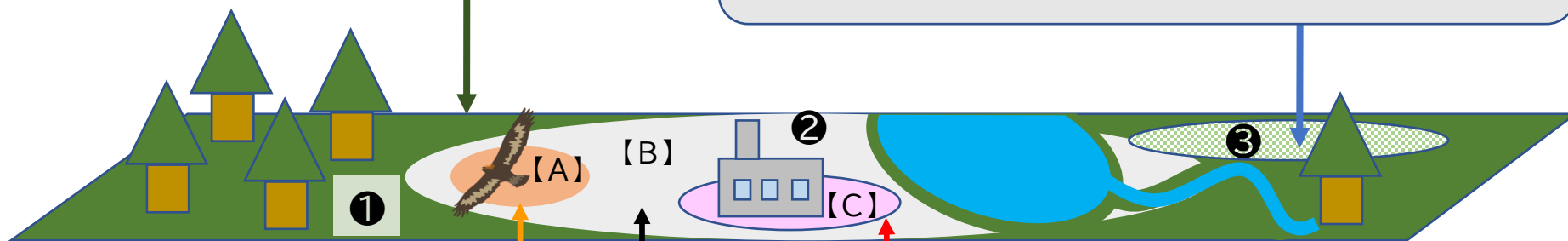
手続：配慮書→方法書→準備書→評価書→工事着工

【面的開発事業とは】

- ・工業団地、宅地、レクリエーション施設、スキー場などの開発事業

③【自然公園】

手続：配慮書→方法書→準備書→評価書→工事着工



②【その他地域】

【A】手続緩和できないエリア、【B】白地エリア

手続：配慮書→方法書→準備書→評価書→工事着工

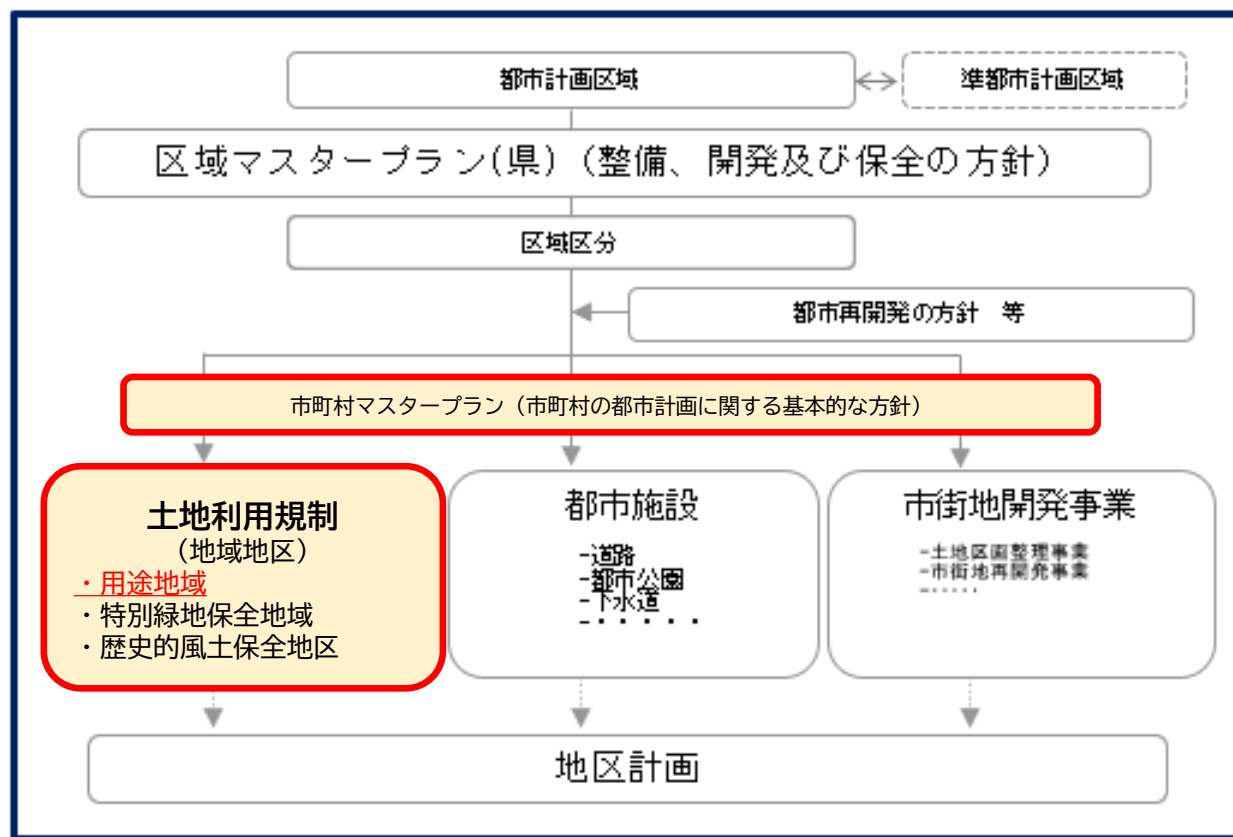
②【その他地域】

【C】手続緩和エリア

手続：準備書→評価書→工事着工

【参考】都市計画法の手続

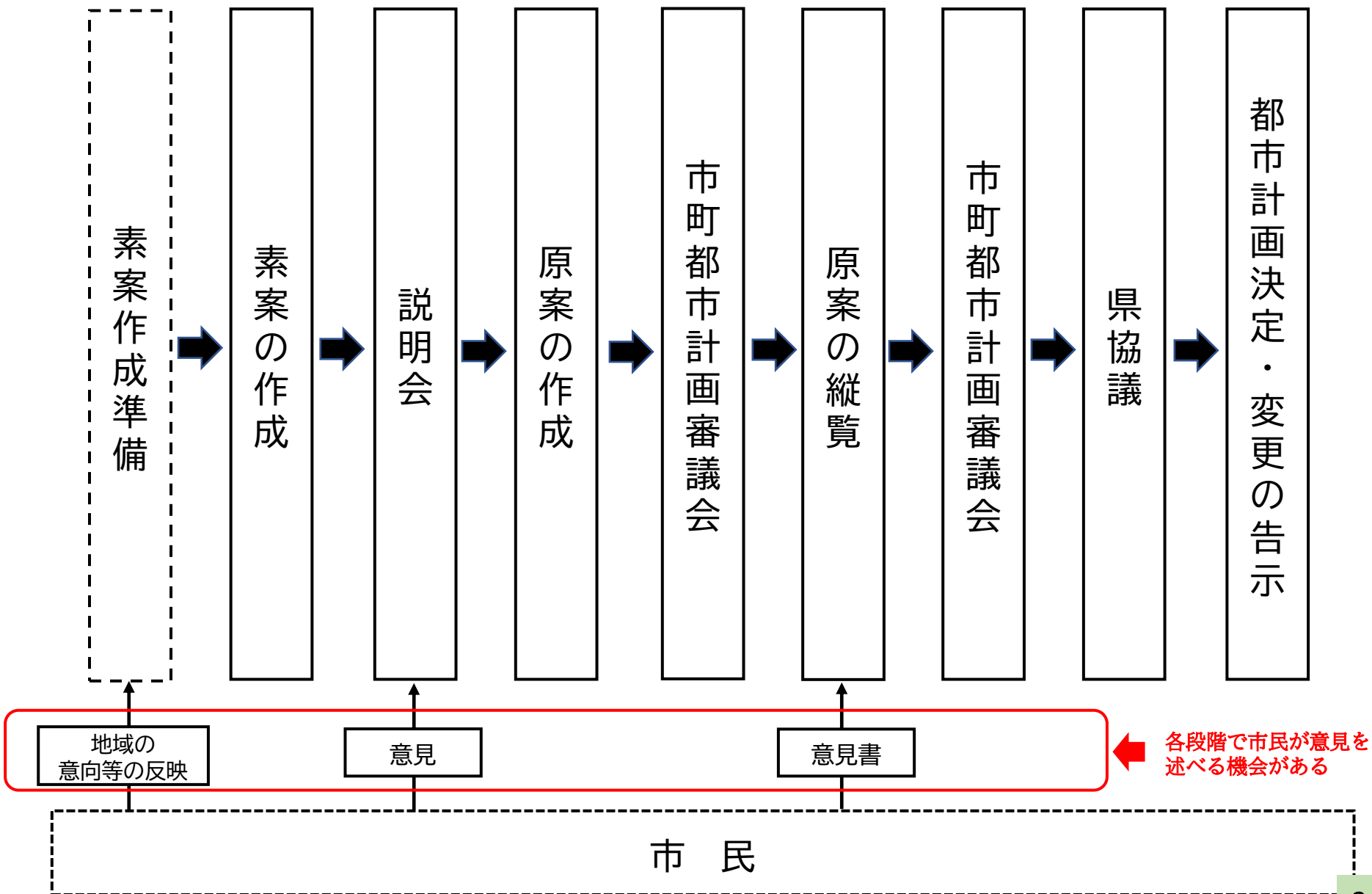
- ・都市計画法では、住環境の保護、商工業の利便向上等を図るため、建てられる建築物の用途や規模によって、土地を13種類の「用途地域」に区分することが出来る。
- ・「工業専用地域」は「用途地域」の1つとして、『市町村マスタープラン』に即して定められる。
- ・用途地域の指定や変更をする場合、関係自治体との協議、公告縦覧および説明会の開催、都市計画審議会での審議等が必要となる。



図の出典：
国土交通省HP「土地利用計画制度」
(国土交通省 都市局 都市計画課
令和6年3月)

【参考】市町が行う用途地域の変更に係る都市計画決定（変更）の手続き

※案件により手続きは異なる場合がある



【参考】土地利用計画制度のイメージ

区域区分

都市計画区域

市街化区域

市街化調整区域

地域地区

【例：用途地域】

商業地域

準工業地域

工業地域

第一種低層住居専用地域

第一種住居地域

都市施設

市街地開発事業

鉄道

道路

土地区画整理事業

公園

地区計画

市街地再開発事業

地区計画

地区計画

都市全体の

計画の見取り図

都市計画区域

【参考】13種類の「用途地域」

図の出典：国土交通省HP「土地利用計画制度」
(国土交通省 都市局 都市計画課 令和6年3月)

第一種低層住居専用地域



低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

田園住居地域



農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域です。住宅に加え、農産物の直売所などが建てられます。

近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



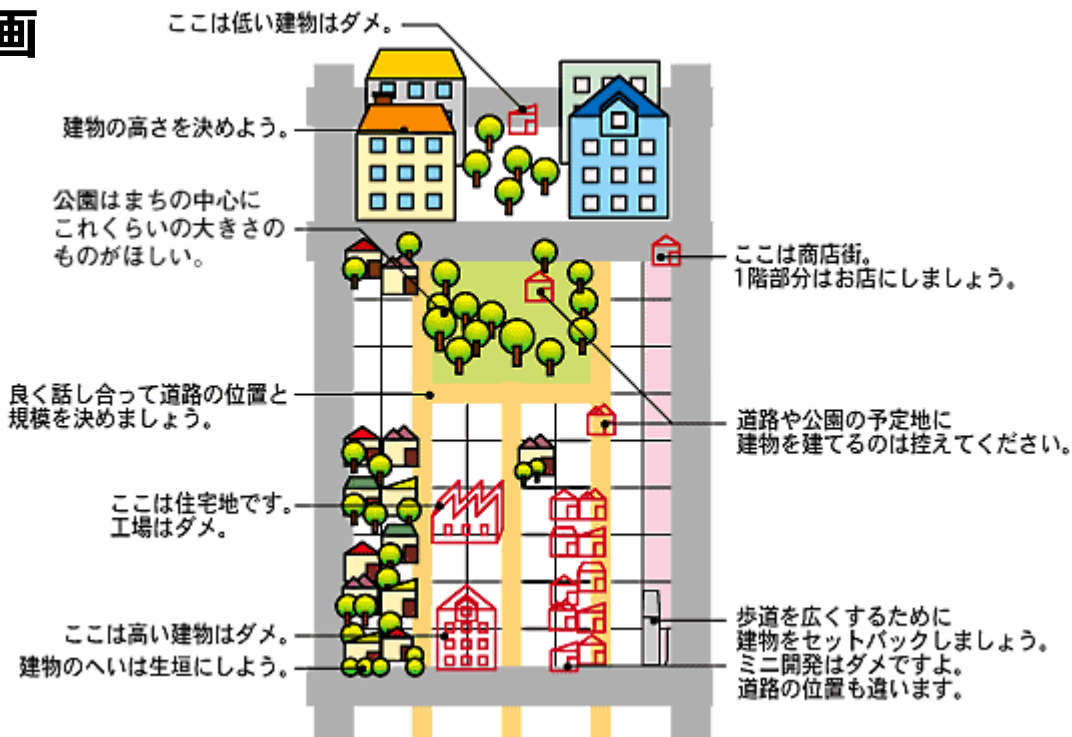
どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

【参考】地区計画



【地区計画とは】

- ・住居地域や工業地域などの用途地域の指定よりも、より細かい規制を加えて良好な街づくりを進めるために定めるもの。
- ・地区計画は、将来像などの「地区計画の方針」と、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、住民等の意見を反映して、その地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定める。

【策定プロセス】

- ・地区計画の案は、市町村が条例に基づき、土地所有者等の意見を求めて作成。